

## 告 示

### 埼玉県告示第三百四十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和六年三月二十六日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社エーエムピーシステム

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市北区别所町二十五番地五

ハ 代表者の氏名

中村 明教

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―五）第六三〇六五号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

ロ 停止を命ずる期間

令和六年四月十日から同年四月二十四日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

有限会社エーエムピーシステムは、請け負った複数の電気通信工事に関し、事業年度終了報告書で添付した工事経歴書には、すでに退職した技術者を引き続き主任技術者として提出したが、資格要件を満たす主任技術者を配置していなかったことは、建設業法第二十六条第一項に違反し、同法第二十八条第一項第二号に該当する。